

記入例

様式第4号の1(第7条関係)

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

申請者について、収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合 を記入してください。

収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方を申請者としてください。

申請者は - 1 に、配偶者等は - 2 に、令和3年1月以降の任意の1月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類（給与明細書、事業収入の帳簿など）を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入は記入する必要ありません。

また、非課税のもの、臨時的なもの（賞与等）は各収入には含めません。

申請者は - 1 に、配偶者等は - 2 に、任意の1月の収入合計額（A + B + C）を12倍した年間収入見込額を記入してください。

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

下記にチェック（）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

【要件1】 にチェックが入っていること。

申請者（ - 1、 - 2 で収入が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

-1 申請者の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	3	年	7	月	注意事項	
収入	給与収入【A】				165,000 円	給与収入がある場合にご記入ください。 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】				円	事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】				円	公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】					165,000 円	青枠の収入額の合計額をご記入ください。

複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
上記以外の収入については記入不要です。

× 12

-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	1,980,000 円
--------------	-------------

-2 配偶者等の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	3	年	7	月	基本的に 申請者と同じ「年月」としてください	注意事項
収入	給与収入【A】				円	給与収入がある場合にご記入ください。 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】				66,000 円	事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】				円	公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】					66,000 円	青枠の収入額の合計額をご記入ください。

複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
上記以外の収入については記入不要です。

× 12

-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	792,000 円
---------------	-----------

- 1（申請者）の年間収入見込額が - 2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	2,057,000 円
------------	-------------

- 1（申請者）の年間収入見込額が - 2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。
給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	137.8万円
<input checked="" type="checkbox"/> 3人（例）夫婦子1人	168.0万円
4人（例）夫婦子2人	209.7万円
5人（例）夫婦子3人	249.7万円
6人（例）夫婦子4人	289.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む）

【要件2】申請者について、 - 1 年間収入見込額が 非課税相当収入限度額以下であること。

表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（水色）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

- 1（申請者）と - 2（配偶者等）を比べ、 - 1（申請者）の方が高いことを確認してください。（今回の給付金は収入金額が高い方を申請者としております。）

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。

最後に、 - 1（申請者の年間収入見込額）と（申請者の限度額）を比べ、 - 1の方が低い（=非課税相当である）ことを確認してください。

